

長崎労働基準監督署発表
令和7年3月10日(月)

【照会先】

長崎労働基準監督署

副 署 長 中川 征治

○第三方面主任監督官 向野 浩太郎

電話 095-846-6391 (17:15まで)

095-846-6354 (17:15~19:00)

最低賃金法違反容疑で書類送検

～ 8か月分の賃金不払いの疑い～

長崎労働基準監督署（署長 いのうえ かずひで 井上 和秀）は、本日、個人事業主Aを、最低賃金法違反の疑いで長崎区検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者8名に対し、令和5年5月分から同年12月分までの8か月間の定期賃金（合計約141万円）を、それぞれの所定支払日までに支払わなかった疑い。

1 被疑者

かさねや長崎店 代表者 A（男 50歳）

所在地：長崎県長崎市稲佐町

事業内容：飲食サービス業

2 違反条文

最低賃金法違反

同法第4条第1項（最低賃金の効力）

同法第40条（罰則）

3 被疑内容

被疑者Aは、長崎県長崎市稲佐町に「かさねや長崎店」という屋号の事業場を置き、飲食サービス業を営むもので、当該事業場の代表者として事業全般を統括し、賃金支払いの責任を有する経営者です。

Aは、雇用する労働者8名に対する令和5年5月分から同年12月分までの8か月間（令和5年5月1日から同年12月31日まで）の定期賃金合計約141万円を、それぞれの所定支払日に、長崎県最低賃金（令和4年10月1日から令和5年10月12日までは時間額853円、同月13日からは時間額898円）以上の金額で支払わなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されています。「賃金不払い」は、「最低賃金額以上の賃金を支払っていない」という最低賃金法第4条違反と、「定期賃金を支払っていない」という労働基準法第24条違反の両方に該当しますが(法条競合)、より罪の重い最低賃金法第4条第1項違反で送致したものです。
- (2) 上記不払金額の約141万円は最低賃金での金額ですが、被疑者が所定支払日に支払っていない実際の不払賃金総額は約203万円です。
- (3) 長崎県最低賃金は長崎県内のすべての労働者に適用され、令和4年10月1日から令和5年10月12日までは時間額853円、同月13日から令和6年10月11日までは時間額898円でした。なお、同月12日からは時間額953円です。

5 資料

- (1) 関係法令(別紙1)
- (2) 長崎県最低賃金額の推移(別紙2)

関係法令

最低賃金法(昭和34・4・15法律第137号)

(最低賃金の効力)

第4条

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第2項及び第3項省略)

(罰則)

第40条

第4条第1項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、50万円以下の罰金に処する。

長崎県最低賃金の推移

改正年度	最低賃金額		引き上げ額		引き上げ率		効力発生日
	日額(円)	時間額	日額(円)	時間額	日額(%)	時間額(%)	
昭和47年	1,020	120					昭和48.1.1
昭和48年	1,200	141	180	21	17.65	17.5	昭和49.3.21
昭和49年	1,505	188	305	47	25.42	33.33	昭和50.1.5
昭和50年	1,730	217	225	29	14.95	15.43	昭和51.2.18
昭和51年	1,900	238	170	21	9.83	9.68	昭和51.12.1
昭和52年	2,087	261	187	23	9.84	9.66	昭和52.11.2
昭和53年	2,227	280	140	19	6.71	7.28	昭和53.10.30
昭和54年	2,372	297	145	17	6.51	6.07	昭和55.1.26
昭和55年	2,541	318	169	21	7.12	7.07	昭和55.10.25
昭和56年	2,709	339	168	21	6.61	6.6	昭和56.11.8
昭和57年	2,858	358	149	19	5.5	5.6	昭和58.1.1
昭和58年	2,951	369	93	11	3.25	3.07	昭和58.11.5
昭和59年	3,044	381	93	12	3.15	3.25	昭和59.10.19
昭和60年	3,155	395	111	14	3.65	3.67	昭和60.10.31
昭和61年	3,251	407	96	12	3.04	3.04	昭和61.10.22
昭和62年	3,323	416	72	9	2.21	2.21	昭和62.10.22
昭和63年	3,424	428	101	12	3.04	2.88	昭和63.10.21
平成元年	3,564	446	140	18	4.09	4.21	平成元.11.2
平成2年	3,738	468	174	22	4.88	4.93	平成2.10.20
平成3年	3,923	491	185	23	4.95	4.91	平成3.10.20
平成4年	4,092	512	169	21	4.31	4.28	平成4.10.14
平成5年	4,222	528	130	16	3.18	3.13	平成5.10.14
平成6年	4,325	541	103	13	2.44	2.46	平成6.10.5
平成7年	4,427	554	102	13	2.36	2.4	平成7.10.1
平成8年	4,524	566	97	12	2.19	2.17	平成8.10.1
平成9年	4,627	579	103	13	2.28	2.3	平成9.10.1
平成10年	4,713	590	86	11	1.86	1.9	平成10.10.1
平成11年	4,758	595	45	5	0.95	0.85	平成11.10.1
平成12年	4,797	600	39	5	0.82	0.84	平成12.10.1
平成13年	4,832	604	35	4	0.73	0.67	平成13.10.1
平成14年	-	605	-	1	-	0.17	平成14.10.6
平成15年	-	605	-	0	-	0	平成14.10.6
平成16年	-	606	-	1	-	0.17	平成16.10.1
平成17年	-	608	-	2	-	0.33	平成17.10.1
平成18年	-	611	-	3	-	0.49	平成18.10.1
平成19年	-	619	-	8	-	1.31	平成19.10.21
平成20年	-	628	-	9	-	1.45	平成20.10.30
平成21年	-	629	-	1	-	0.16	平成21.10.10
平成22年	-	642	-	13	-	2.07	平成22.11.4
平成23年	-	646	-	4	-	0.62	平成23.10.12
平成24年	-	653	-	7	-	1.08	平成24.10.24
平成25年	-	664	-	11	-	1.68	平成25.10.20
平成26年	-	677	-	13	-	1.96	平成26.10.1
平成27年	-	694	-	17	-	2.51	平成27.10.7
平成28年	-	715	-	21	-	3.03	平成28.10.6
平成29年	-	737	-	22	-	3.08	平成29.10.6
平成30年	-	762	-	25	-	3.39	平成30.10.6
令和元年	-	790	-	28	-	3.67	令和元.10.3
令和2年	-	793	-	3	-	0.38	令和 2.10.3
令和3年	-	821	-	28	-	3.53	令和 3.10.2
令和4年	-	853	-	32	-	3.9	令和 4.10.8
令和5年	-	898	-	45	-	5.28	令和 5.10.13
令和6年	-	953	-	55	-	6.12	令和 6.10.12